自治体申請システム ~操作マニュアル(申請者向け)~

国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課

令和3年04月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Ver.1.0.11

自治体申請システム 操作マニュアル 目次



1

4	1+1***		с ф
Ι.			0. T
	1-1. 目治体甲請システムの概要とメリット	3	<u>6-</u>
	<u>1-2. 目治体甲請システムの処理イメージ</u>	<u> 5</u>	<u>6-</u>
	<u>1-3. 自治体申請システム利用上のお願い</u>	6	<u>6-</u>
			<u>6-</u>
2.	自治体申請システムを利用するための準備		-
	<u>2−1. 利用環境</u>	9	<u>6-</u>
	2-2.自治体申請システムへのアクセス	10	
	2-3. このドキュメントについて	11	7.便
	2-4. 全画面の共通仕様について	12	<u>7-</u>
	2-5. 主機能の画面遷移について	13	
			8. J
2	由きデータの進借		8-
5.	中朝ノーアの午期 9-1 相山書類の雨フニータル	10	8-
	3-1. 佐山音知の電丁ナーダ化	10	<u> </u>
_			0 3/
4.	目治体申請システムにログインする		9. 2
	<u>4-1. 自治体申請システム ログイン</u>	20	9-
	<u>4-2. パスワードの再発行</u>	22	
	<u>4-3. 新規ユーザーの登録</u>	23	10.用
			<u>10</u>
5	由語する		
•.	5-1 由語する	26	11.自
	<u>していてます。</u> 5-0 旗数の由き生に <u>一</u> 任で由きする	20	11
			_

6.	申請内容の確認と変更・審査結果の確認	
	6-1. 申請状況一覧	37
	6-2. 申請内容の確認	40
	<u>6-3. 申請の取り消し</u>	45
	6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をす	<u>ta</u>
		44
	<u>6-5. 審査内容の確認</u>	<u>51</u>
7.	便利に使う	
	<u>7-1. 問い合わせ</u>	<u>54</u>
8.	ユーザー情報の参照・変更	
	8-1. ユーザー情報の確認	57
	<u>8-2. ユーザー情報の変更</u>	59
9.	システムから送信するメール	
	9-1. システムから送信するメールの種類	<u>62</u>
10.	用語集	
	10-1.用語集	64
		<u> </u>
11.	自治体申請システムに関するお問い合わ	t
•	11-1. 自治体申請システムに関するお問い合	_ ±
		80
12.	改訂履歷	81
		-



1. はじめに

1-1. 自治体申請システムの概要とメリット



- Oデジタル手続き法案が成立したことを受け、自治体に対する特車通行許可申請のオンライン化のニー ズが高まることが想定される
- Oまた、背高コンテナ車両は「特車通行許可不要(特車フリー)区間」が設定されたことで、特車フリー区間の申請は不要になったが、特車フリー区間外(主に自治体が管理する路線)への申請は残存しているの申請者は個々の自治体窓口に直接、申請を行う必要があり、申請件数が増加する中で、負担の増加が懸念される



1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

坐 国土交通省

〇道路管理者(自治体)と申請者をオンラインで繋ぐことにより、審査作業の迅速化を図る 〇システムでの一元受付により、個別で受付していた作業の効率化・省力化を図る 〇申請及び許可証受領のオンライン化により、40ft背高海上コンテナ車両の機動的な通行を支援



1-2. 自治体申請システムの処理イメージ



Oシステムで簡易的にエラーチェックを行うことで、書類不備や申請時のミス・間違いを防止 O申請受付や申請状況を見える化することで、道路管理者と申請者間での問い合わせ対応の負担軽減



1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項



- ○本システムは、地方公共団体等に対する特殊車両通行許可申請をオンラインで 行うことができるものです。
 - 1)対象となる申請について
 - <u>申請する経路中に、一部でも国が管理する道路(直轄国道)を含む場合は、</u>
 - <u>従来どおり、国の窓口に対し、オンライン申請していただくよう、お願いいたします。</u>
 - ただし、国への申請が不要で都道府県等で完結する申請の場合は、本システムをご利用 いただけます(例:新規格車の申請などの従来都道府県の窓口にて申請されていたもの)。
 - 2)申請可能な地方公共団体について
 - 本システムを利用して、オンラインで申請できる地方公共団体は、現時点では一部に 限られています
 - (順次、申請可能な地方公共団体が追加され次第、PRサイトにてお知らせします。)

3)利用登録について

- 本システムの利用にあたり必要となる利用登録は、必ず申請先の地方公共団体が本サービスの対象となっていることを確認してから行うよう、お願いいたします。
- 4) 一括申請にかかる手数料について
 - 複数の道路管理者への特殊車両通行許可申請で発生する手数料の納付方法については 利用申請先の自治体の指示に従ってください。

1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項



〇以下のフローに当てはまる申請は、本システムを活用できます。





2. 自治体申請システムを利用するための準備





<u>1)パソコン、ネットワーク環境</u>

OS	 Windows10 Windows8.1 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ブラウザ	 Internet Explorer11 Microsoft Edge ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
モニター解像度	 ● 1366×768以上 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ネットワーク環境	● インターネット接続が可能な環境が必要です。
必要な周辺機器	● 申請する未収録道路の路線図を、画像・PDFデータ化するスキャナーが必要 です。

■操作上のご注意■

Webブラウザを利用して操作を行いますが、以下の機能は使用しないでください。

- 戻るボタン
 エラーの原因となります。前画面に戻りたい場合は、画面上に表示される戻るボタンを使用してください。
- ブラウザの拡大・縮小機能 拡大・縮小を選択すると表示項目がズレる可能性があります。拡大は100%のサイズでご利用ください。
- タブブラウザ
 タブブラウザ機能は使用しないでください。
- 本システムは、同じユーザIDを用い、複数のパソコンやブラウザでログインすることはできません。 先にログインしたパソコン・ブラウザが自動でログアウトされます。
- 本システムは、60分間操作を停止すると自動でログアウトされます。操作を一時中断する場合には必ず一時保存 してください。

2-2. 自治体申請システムへのアクセス



<u>1)システムURLとシステムメールアドレス</u>

- システムURL
- ・また、<u>インターネット接続ユーザ向けのURLにアクセス</u>しますと、以下の画面が表示されます。

(インターネット接続ユーザ)

URL : https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/

バスワード バスワードを広れた方はこちら バスワードを忘れた方はこちら バスワードを再発行します。 西発行したパスワードは、ご登録のメールアドレス 登録後、ユーザーのIDとDダインパスワードをご登録のメールアドレスに送催します。 パスワードを3回連続で脳違えると、パスワードロッグがかかります。 ご注意がたさい。	ユーザーID ユーザーIDを入力	
パスワードを忘れた方はこちら ユーザー未登録の方はこちら パスワードを再発行します。 新規ユーザーを登録します。 再発行したパスワードは、ご登録のメールアドレス 登録後、ユーザーのIDとログインパスワードをご登録のメールアドレスに送信します。 パスワードを3回連続で間違えると、パスワードのッグがかかります。 ご注意(ださい。	パスリート パンコートをひう	
パスワードを 3 回連続で開造えると、パスワードロックがかかります。 ご注意ください。	パスワードを忘れた方はこちら ユーザー未登録の方はごす パスワードを高れた方はこちら 新規ユーザーを登録します 再発行したパスワードは、ご登録のメールアドレス 登録後、ユーザーのIDとC に送信します。 録のメールアドレスに送信	ら 。 ヴインパスワードをご整 えます。
	パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかりま ご注意ください。	ġ.

■システムメールアドレス

・本システムからの各種通知は以下のメールアドレスより、本システムにご登録いただいたアドレス宛 に送信されます。

Mail: <u>ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp</u>



1) 自治体申請システムマニュアル内の表記



吹き出しの種類



その画面で行う 操作を説明します



その画面の補足情報を 説明します その画面で留意すべき ポイントを説明します



画面上で行う特殊な 操作を説明します

2-4. 全画面の共通仕様について



1)全画面での共通の仕様について





1) 画面遷移概要

新しく申請を依頼する



申請を変更する・申請を取り消す



審査結果を確認する





2)新しく申請を依頼する

申請画面	添付資料選択画面	申請先選択画面	
tksデータを読み込む画面です。	申請に添付する各種資料をアップロードする画面です。	申請先の道路管理者を選択する画面です。	
ロ۵#中期5.27ム 中請 中請 「13パーラ ログア:		Reaの中期5237. 印度の中期5237. 印度 日請先選択 1276-5 0579-	
<complex-block></complex-block>	<complex-block><complex-block></complex-block></complex-block>	<complex-block><complex-block></complex-block></complex-block>	道路管理者へ 申請依頼

詳しくは、「5. 申請者による道路管理者への申請」をご確認ください



↑ ₽

中請データ安更 中請データ印刷 戻る

200 cm

戻る

3) 申請を変更する・申請を取り消す

申請状況画面

申請が表示される画面です。





申請状況詳細表示画面

埼玉県さいたま市中央区新巷 申請状況が「受付待ち」「差 8-601-315 歴史和力型保障 し戻し」であれば、申請デー 山田太郎 タを変更できます(⇒P42・ 46~50詳述) (丙 (白北式) その位 (食料品 車英雄元(8 BATT OR NUMBER 新規發発車両 10.0001 300 cm 1,190 cm 11,000 kg 5,500 kg 500 cm 20,170 kg 600 om 300 cm 1 重原建元の名取得は 重用合成件 =2 貨物指動時の全昌、全高、全幅で 往業 法语派法规 17日5 日本 新年 12日) 往復 東京都像烏江東治袋向丁目 001 #5339469143 神奈川昌儀浜市西区みなとみらい二丁目 住福 東京都江東区統木橋一丁目10-9 DHL #5339360465 東京都江東区県已二丁目8-10 未成績 件值 東京朝江東区新大師一丁月10-9 #5339360465 東京都江東区秋川一丁丹9 +533936073 谷道 東京都江東京新大場一丁円10-9 #5339360465 東京都江東区豊治六丁県3 豊治(200)県公会トイ 3001AH 001836 7.89 KF BREELAPT 44.95 KB PARTIC pdf 44.96 KB + CONTRACTOR INC. 193.79 KB 9750-F

申請データ表示画面

中講演

211

All that formed any

申請状況が「受付待ち」「差し戻し」であれば、 申請を取消できます (⇒P42・45詳述) ●単同語元(※1) MAER 1 その他、短重量 I-3 重せる 日転半径 最大能量 精石量 340 cm 420 cm 12,640 kg 6,320 kg

> 詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認 |をご 確認ください





<u>4)審査結果を確認する</u>

申請状況画面

申請が表示される画面です。





審査結果を表示する画面です。 自治体申請システム 審査結果確認 **↑** ₽ 展る 中請 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいた末新都心合同庁舎2号組 あああ 山田 太郎 (1779 900) Ē 20/08/0 山田 大郎 () 计可 普通 新規 国際口にて、許可証 いたします。お手数ですが、申請商口までお越しください 50

詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご 確認ください



3. 申請データの準備



〇(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第6条などの)提出書類を電子データで用意します。

<u>提出書類一覧</u>		
書類名	ファイル	形式
1 申請書(様式第一を含む)	pdfファイル	1枚目の申請書(頭紙)の道路管理者欄に <u>申請先の自治体名を記 載し、かつ、申請者の押印をしたもの</u> をスキャニングしたもの (申請先の自治体から上記とは異なる指示があれば、それに従っ てください。)
2 申請データ	tksファイル	申請支援システムからダウンロードするファイル
3 自動車検査証の写し	pdf、jpeg、gifなどの	の形式 スキャニングしたもの(原則必要)
4 4 (未収録区間を含む場合)	pdf、jpeg、gifなど	の形式 未収録区間を明示した経路図をスキャニングしたもの
属 書 5 軌跡図(超寸法車両のみ)	pdf、jpeg、gifなどの	の形式 軌跡図をスキャニングしたもの
類 6委任状(代理人申請の場合	合) pdf、jpeg、gifなどの	の形式 押印しスキャニングしたもの
7 申請経路チェック結果 7 (道路管理者に求められる	。 場合) csv(またはpdfなど	ビシングロングログロングを含べて、「おおおおの」をして、「おおおおおおおおおおお、「おおおおおおおおおお、」の「「「「「「」」」を、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」」では、「「」」では、「」、「」」では、「」、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」、「」」では、「」、「」」では、「」」では、「」」、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」、「」」、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」、「」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
8その他道路管理者が要求	する書類 pdf、jpeg、gifなどの	の形式 事前に把握される書類等(別途指示される場合あり)

【注意】基本的には自治体オンライン提出用サイトではファイルの分割送信や別送は行えません。







4. 自治体申請システムにログインする

4-1. 自治体申請システム ログイン



<u>1) 自治体申請システムにログインする</u>

〇登録済みのユーザID、パスワードを入力することで、 自治体申請システムにログインすることができます。



4-1. 自治体申請システム ログイン



2)システムトップ画面を確認する

〇自治体申請システムのトップ画面には、各機能へのリンクのほか、 システムに関するメンテナンス情報が表示されます。

■ 自治体申請システム トップ	
<mark>システム・インフォメーション</mark> 2019/10/21(月)21:00~2019/10/22(火)04:00の間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行いま	
メインメニュー 申請依頼 ▶新規申請依頼を出す ▶ 申請状況	クスナムに倒するメクナナク ス情報等が表示されます。 ユーザー情報 ▶ <u>ユーザー情報参照・変更</u>
新規の申請依頼を行います。 新規の申請依頼を行います。 新規の申請依頼を行います。 審査中の申請や、過去の 申請内容が確認できます。	ユーザー情報の参照・変更を 行います。 ユーザ情報の参照・変更ができ ます。(⇒P57詳述)



<u>1)パスワードの再発行</u>

Oログインパスワードを紛失した場合は、ユーザーIDでパスワードの再発行ができます。

自治体申請システム パスワード再発行	
ューザーID ユーザーIDを入力してください。 パスワードを初期化し、再発 登録したメールアドレスに、再発行したノ	 ①ユーザIDを入力 ¥行します。 (スワードを送信します。
② 再発行ボタンを押下すると、 ユーザIDに紐づけられたメールア ドレスに初期パスワードを再発行 します。	再発行 戻る

4-3. 新規ユーザーの登録



<u>1)新規ユーザーを作成する(1/2)</u>

〇自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。

		戻る		
。」付きの項目は必須入力です。 請者区分 ② 本人 の	新規ユーザーが申請者本人 代理人かを選びます。	、か、		
請会社情報入力				
法人区分*	(法人区分を選択) ▼			
≹社名 *	法人区分を省略した会社名を入力			
《表者名(漢字) *	代表者氏名(漢字)を入力			
代表者名(カナ) *	代表者氏名(フリガナ)を入力		<u></u>	
『便番号★	000 - 0000 住所自動設定	*の頂日は必須入力です	F	
E所 (都道府県) *	(都道府県を選択)	の項口は必須ハリて多		
(士区町井) *			自約集中語システム	
(中国和)/	市区町村を入力		日本時中心シスタム 新規ユーザー登録	
(丁目番地) *	市区町村を入力 丁目番地を入力		Elsen-42-24-2 新規ユーザー登録	
(市区町村) (丁目番地) * (ビル名)	市区町村を入力 丁目番地を入力		Blane42-274 新規ユーザー登録 ******0082#80.htt. #22.df259 * AA 0 154	
(中区町村) (丁目番地) * (ビル名) 電話番号*	 市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 局番 - 番号 		Bases20474. 新規ユーザー登録 **: #106daseMnTr. *#566259 * AA 0 RAA #9664595/7 RAA(9)* (0A20188) *	
(丁目番地)* (ビル名) 認話番号* 請担当者情報入力	 市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 局番 - 番号 		Elimenta JAPA 新規ユーザー登録 新規ユーザー登録 **A **************************	
 (丁目番地)・ (ビル名) (ビル名) (ゴ目番地)・ (ビル名) (ゴ目番地)・ (ゴロ番切り)・ (ビル名) (ゴロ番切り)・ (ビル名) (ゴロ番切り)・ (ビル名) (ゴロ番切り)・ (ビル名)・ (ビル名)・	 市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 局番 - 番号 部署名を入力 			
(市区町利) (丁目番地)* (ビル名) 該番号・ 請担当者情報入力 選* 当者名(漢字)*	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 局番 事学局番 - 番号 部署名を入力 担当者氏名(漢字)を入力			
 (市区町利) (丁目番地)* (ビル名) (試番号* (請担当者情報入力) (澤字)* (当者名(漢字)* (当者名(カナ)* 	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 届番 市学局番 - 番号 部署名を入力 担当者氏名(漢字)を入力 担当者氏名(フリガナ)を入力			
 (市区町利) (丁目番地)* (ビル名) (ご此名) (詳番号・ (請担当者情報入力) (調査 (漢字)・ (当者名(漢字)・ (法者号・ 	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 番号 部署名を入力 担当者氏名(漢字)を入力 担当者氏名(フリガナ)を入力 市外局番 - 番号		Elimetac.242. 新規ユーザー登録 新規ユーザー登録 *********************************	
 (丁目番地)・ (ビル名) (ビル名) (ビル名) (諸番号・ (諸番号・ (漢字)・ (当者名(漢字)・ (武番号・ (私番号・ 	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 番号 部署名を入力 担当者氏名 (漢字)を入力 担当者氏名 (フリガナ)を入力 市外局番 - 番号 市外局番 - 番号			
 (市区町利) (丁目番地)* (ビル名) (ビル名) (ビル名) (諸番号* (諸番号* (秋番号 (スールアドレス* 	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 届香 部署名を入力 担当者氏名 (漢字)を入力 担当者氏名 (漢字)を入力 担当者氏名 (漢字)を入力 市外局番 - 届香 市外局番 - 「番号 市外局番 - 「番号 ・ 局番 - 番号 例) xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx		Namewacova 新規ユーザー登録 NAU NAU	
 (市区町利) (丁目番地)* (ビル名) (話番号* (諸番号* (調書名(漢字)* (当者名(次字)* (当者名(カナ)* (話番号* (以音楽)* (二)(アドレス* (二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 市外局番 - 部署名を入力 担当者氏名(漢字)を入力 担当者氏名(漢字)を入力 担当者氏名(フリガナ)を入力 市外局番 - 市外局番 - 市外局番 - 市外局番 - 市分局番 - 一 番号 例) xxxxxxxx@xxx.co.jp		NUMPERATOR 新規ユーザー登録 ************************************	
 (市区町利) (丁目番地)* (ビル名) (詳番号・ 諸番号・ 3当者名(漢字)・ 3当者名(カナ)* 3話番号・ AX番号 (ニルアドレス* 請代理人情報入力 	市区町村を入力 丁目番地を入力 市外局番 - 届番 市学品番 - 番号 担当者氏名(涙字)を入力 担当者氏名(涙字)を入力 担当者氏名(沢字)を入力 市外局番 - 届番 市外局番 - 届番 市外局番 - 「最番 ・ 届号 - 番号 例) xxxxxxx@xxx.co.jp		manual control (1997) 新規ユーザー登録 *** 500002500057: *** *** *** *** *** *** *** **	
(市区町利) (丁目番地)・ (ビル名) 該番号・ 請担当者情報入力 選・ 当者名(漢字)・ 当者名(カナ)・ 該番号・ AX番号 ニールアドレス・ 請代理人情報入力 選人区分・(※1)	市区町村を入力 丁日番地を入力 市外局番 ・ 番号 即署名を入力 担当者氏名 (決字) を入力 担当者氏名 (フリガナ) を入力 市外局番 ・ 番号 市外局番 ・ 番号 市外局番 ・ 届番 ・ 番号 市外局番 ・ 届番 ・ 番号 例) xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx		manual A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	

4-3. 新規ユーザーの登録



1)新規ユーザーを作成する(2/2)

により、 記を追記

〇自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。

(丁目番地)* (ビル名) 電話番号*	丁目番地を入力 市外局番 - 局番 - 番号	
 申請担当者情報入力 部署* 担当者名(漢字)* 担当者名(カナ)* 電話番号* FAX番号 メールアドレス* 	部署名を入力 前ページ参照 担当者氏名(涙字)を入力 担当者氏名(フリガナ)を入力 市外局番 - 番号 市外局番 - 番号 市外局番 - 番号 市外局番 - 番号 「例) xxxxxxx@xxx.co.jp	複数企業の申請代理人の場合、 申請企業それぞれで新規ユーザ 登録をお願いします。 電話番号・メールアドレスなどは 重複していても構いません。
申請代理人情報入力 代理人区分・(※1) 行政書士登録番号(※2) 代理人名(漢字)・ 代理人名(カナ)・	(代理人区分を選択) 統柄を入力 8桁の番号 代理人氏名(決字)を入力 代理人氏名(フリガナ)を入力	Line Control Control of C103 Set 100 Set 100
郵便番号* 住所 (都道府県)・ (市区町村)・ (丁目番地)・ (ビル名)	000 - 0000 住所自動設定 申請者区分が「代理人」の時のみ 表示されます。	入力されたメールアドレスに、 ユーザーIDとパスワードを通知します。 (⇒P62詳述)
電話番号* FAX番号 メールアドレス*	市外局番 ・ 品番 ・ 番号 市外局番 ・ 局番 ・ 番号 例) xxxxxxxxxx@xxxx.co.jp	①入力された内容でアカウントを作成し、 ユーザ情報画面に遷移します。
*1 代理人区分に 「その件 *2 代理人区分に 「行政書 一ザー登録が代理人であった場合、 当者情報にメールアドレスを登録し テムからの通知は、代理人のメール す。	u を選択した場合、続柄の入力が必須となります。 (土」を選択した (行政書土登録番号の入力が必須となります。 ベージトップ ますが、 のみに通知が	登録 戻ろ ************************************



5. 申請者による道路管理者への申請



1)システムトップ画面から申請画面へ遷移する

Oシステムトップ画面から、申請画面へ遷移します。





2)申請データを自治体申請システムに読み込ませる

〇申請支援システムで作成したデータを用い、依頼する申請を作成できます。

【申請者】 申請	自治体申請システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	申請デーク入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択	
【道路管理者】 申請の受付	申請データの読込み 申請データ(.tks) 2 選択した申請データファイルを読	み込みます。
+	①お使いのパソコンに保存されている申請データ (.tks) ファイルをドラッグ&ドロップすると、選択で	
【道路管理者】 審査作業	ユーザー情報 ユーザー情報 添付ファイル	
	アップロードするファイルを選択します。(最大10ファイル、4096KBまで) すべての選択をクリア ここにファイルをドラッグ&ドロップしてください。	
【道路管理者】 審査結果登録		
+	申請データファイルは、「申請支援システム」 お使いのパソコンにダウンロードができます。	で作成し、
【申請者】 審査完了確認	0/10ファイルを選択中 (合計:0KB) 選択 キャンセル	
	次へ キャンセル	



3) 読み込んだ申請データを確認する(1/2)

〇申請データに登録されている内容が確認できます。





<u>3) 読み込んだ申請データを確認する(2/2)</u>

〇申請データに登録されている内容が確認できます。





<u>4) 提出資料を添付する(1/2)</u>

〇申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。





<u>4) 提出資料を添付する(2/2)</u>

〇申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。





5)申請先を選択する(1/2)

〇申請を提出する道路管理者を選択できます。





5)申請先を選択する(2/2)

〇申請を提出する道路管理者を選択できます。





6)申請先を追加する

〇申請を提出する道路管理者を手動で追加できます。



5-2. 複数の申請先に一括で申請する



1)複数の申請先に一括で申請する場合

○複数の申請先に一括で申請した場合は、申請内容の変更・再申請(申請内容を変更し申請しなおすこと)はシステム上で行えません。「問い合わせ機能」で道路管理者に連絡し、申請をやり直してください。




6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認

6-1. 申請状況一覧



1)システムトップ画面から審査状況画面に遷移する

Oシステムトップ画面から審査状況画面に遷移します。



6-1. 申請状況一覧



2)申請状況画面を確認する

〇審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。



6-1. 申請状況一覧



2)申請状況画面を確認する(部分)

〇審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。





3)申請状況詳細を確認する(1/2)

〇依頼中の申請内容を確認できます。



40



3)申請状況詳細を確認する(2/2)

〇依頼中の申請経路を地図上で確認できます。





<u>4)操作メニューについて</u>

〇申請状況に応じ、操作メニューより申請内容の変更や取消ができます。





<u>5)申請データの内容を確認する(1/2)</u>

〇自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。





<u>5)申請データの内容を確認する(2/2)</u>

〇自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。



6-3. 申請の取り消し

<u>1)申請を取り消す</u>









1)申請内容の変更操作について

〇申請内容の変更は、変更する内容により、申請の変更となる場合と新規申請となる場合があります。





<u>2)提出資料を変更する(1/3)</u>

〇申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。





<u>2)提出資料を変更する(2/3)</u>

〇申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。





<u>2)提出資料を変更する(3/3)</u>

〇申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。





3) 再申請する





6-5. **審査内容の確認**



1)申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

〇申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します。



6-5. **審査内容の確認**



<u>2)審査結果を確認する</u>

〇審査結果および許可証の受領方法を確認できます。





7. 便利に使う

7-1. 問い合わせ



1)問い合わせ画面へ遷移する

〇申請状況詳細表示画面から、問い合わせ画面へ遷移します。

	申請状		羊細				٢	介 ップページ	
申請状況	到達番号 1900000779	申請番 001111	号 11111					①問し 遷移し	い合わせ画面 ます。
● 前	■申請状況	查中	9	審査を行っています。		操作メニ: 申請デー 確認・変	ユー タ 申請 モヤンセル	王 審査結果 確認	区 同合世
	会社名		株式会社	£ 00000	申請日		2019/10/01		
ユーザー情報	代表者氏名		申請 太	郎(シンセイ タロウ)	受付日		2019/10/04		
	担当者名		申請次	郎(シンセイ ジロウ)	審査完了日				
	担当者メールフ	7ドレス	tokusha	_aaaa@xxxx.co.jp	申請手続名		通行許可 包括	5 新規	
	代理人名		行政 太	郎(ギョウセイ タロウ)	業務区分		路線		
		7	gvousei	xxxx@xxxx.com					
	※2 貨物積 ■申請経路	歳時の全長	長、全高、全幅で	₹ ₀					
	経路番号	往復		始点			終点		
	(地図衣示)	区方	交差点番号	住所	交差点	時 住所			
	001	往復	#5526111111	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#552722	2222 神奈」	II県00市00区00)町三丁目	
	002	往復	#5087333333	東京都〇〇区〇〇一丁目	#508799	9999 東京	\$2↓東区新砂一丁目		
	003	片迫	未収録父差点A	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	未収録交:	を息B 東京	\$UUKUU-JE		
	<u>004</u>	片追	木収録父差点C	衆京都∪∪≧∪∪─」目	未収録父	ERA 神佘		川二」日	
									戻る

7-1. 問い合わせ



2) 問い合わせ内容を入力する

〇申請者への確認事項などを通知することができます。

	自治体申請システム 各種問合せ	• 連絡	トップページ レヴアウト
申請状況	メール送信先	神奈川県 横浜市 メール件会を入力 (最大50文字)	問い合わせ先の道路管理者を確認してく ださい。 <mark>※問い合わせメールの送信先注意!</mark>
申請	メール本文	メール本文を入力 (最大1000文字)	
ユーザー情報			
		※メール件名には「システム名称」「申請番号」、メール本文には「申請年月日」「申請 挿入されます。	時者の会社名」「申請番号」「到達番号」「送信元管理事務所名」が自動 メール送信 戻る
	問い合わせ、申請者自知	さ内容は、道路管理者と 身にメールで届きます。	1.問い合わせメール内容確認ダイ アログを開き、メールを送信します。



8. ユーザー情報の参照・変更

8-1. ユーザー情報の確認



<u>1)ユーザー情報画面へ遷移する</u>

Oシステムトップ画面からユーザー情報画面へ遷移します。

● ● 自治体申請シス	テム トップ	р п/уръ
<mark>システム・インフォメーション</mark> 2019/10/21 (月) 21:00~2019/10/22 (火) 04:000)間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行い	ます。
メインメニュー 申請依頼 ▶ <u>新規申請依頼を出す</u> 新規の申請依頼を行います。	 申請状況 ▶ 申請状況一覧 依頼した申請の審査状況を 	 ①「ユーザー情報参照・変更」リンク 押下により、ユーザ情報画面に遷移 します。 >ユーザー情報参照・変更 します。
	雄認します。	行います。



<u>2)ユーザー情報を確認する</u>

O企業として登録されている情報・ユーザーとして登録されている情報が確認できます。



8-2. ユーザー情報の変更



<u>1)ユーザー情報の変更(1/2)</u>

〇企業情報の変更ができます。 〇ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

	自治体申請システム ユーザー情報設定	Ē∙変更	
()	「*」付きの項目は必須入力です。		戻る
中請 中請 ユーザー情報	 申請会社情報 法人区分・ 会社名・ 代表者名(漢字)・ 代表者名(カナ)・ 郵便番号・ 住所(都道府県)・ (市区町村)・ (丁目番地)・ (ビル名) 	 (法人区分を選択) ○○○○○ 申請 太郎 >>とセイ タロウ 244 - 0000 住所自動設定 (都道府県を選択) 構浜市○○区 ○○町111-222 ○○ビル4階 	申請元となる企業情報が変更できます。
	 電話番号* 中請担当者情報入力 部署* 担当者名(漢字)* 担当者名(カナ)* 電話番号* 	024 - 111 - 1100 OOO部 申請 次郎 シンセイ ジロウ 024 - 111 - 1111 024 - 111 - 1111 024 - 111 - 1111	BBAFUIRSZE・変更 Contact - 20-05-06 Contact - 20-05-06
	ドハ田子 メールアドレス* ・ 申請代理人情報入力 代理人区分*(※1) 行政書士登録番号(※2) 代理人名(漢字)*	1111111 - 111 - 1200 tokusha_aaaa@xxxx.co.jp	> 22010 R010 X/2 Bit 0000 Bit 0000 <t< th=""></t<>
			Target 0.4.001 Target 0.002 Target 0.002 </td

8-2. ユーザー情報の変更



<u>2)ユーザー情報の変更(2/2)</u>

〇企業情報の変更ができます。 〇ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

виденов 04 01 200 And Bit 02 01 200 And Bit 02 01 200 And Bit 02 01 020 And Bit 02 01 020 And Bit 02 020 020 And Bit 020 020 020 And Bit 021 020 020 And State 021 020 021 And State 021 021 021 And State 02	担当者名(カナ)*	シンセイ ジロウ	
fxmm 04 11 200 x h, r F x z i totusha_aaaa@xxxx.c.ip A martexAseAD fxma 04 0 fxma 04 0 fxma 04 0 fxma 04 04 fxma 04 04 fxma 04 02 fxma 04 04 fxma 04 04 fxma 04 04 fxma 04 04 <th>電話番号 *</th> <th></th> <th></th>	電話番号 *		
x - LATFLX* totuna_mana@exacc.gp x - DECREMAND (vig_A CapY) • is x = x = 1 vig_A CapY • is x = x = x = x = x = x = x = x = x = x	FAX番号	1024 - 111 - 2200	
▲ 町部代理人結果入力 「代理人尽分*(#1)」 「甘素 土布 「代理人名 (力力)・ 「吉皮 土布 「代理人名 (力力)・ 「吉皮 土布 「保国時間・ 「日ブイン中のアカウントが「申請 者区分 : 代理人」の場合のみ 表示されます。 (作区时付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (市区町付)・ 「毎3時第一・ (1111) (1111) (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	メールアドレス *	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp	
代理人区分*(#1) 行放書士登録番号(#2) パ理人名(深夕)・ 行波 太郎 パ理人名(次夕)・ 行波 太郎 パ理人名(次夕)・ 行波 太郎 パ理人名(次夕)・ 「行波 太郎 パ理人名(次夕)・ 「行波 太郎 『「日本四日・1000 日グイン中のアカウントが「申請 者区分 : (代理人」の場合のみ 表示されます。 (作区町村)・ 「日本日小口/公 (丁目香地)・ ○○○/10年 電話番号・ ○24 - 999 - 1110 メールアドレス・ 「2000()245() (第) ○24 - 999 - 1111 メールアドレス・ 「2000()245()203()203()203()203()203()203()203()203	へ 申請代理人情報入力		
竹斑蟲土豊緑香9(%2) 1111111 作理人名 (3F9)* 竹斑 太郎 印皮名(3F7)* ギョクセイ タロク 郵座番9* 24 • 1111 (方区町村)* 梅奈市へ△区 (丁目雷地)* △△町1-1 (比A) OOLAGF 郫芸番9* 024 • 999 • 1100 イン市りアドレス* 8000000000000000000000000000000000000	代理人区分*(※1)	行政書士 続柄を入力	
代現人名 (漢字)・ 行政 本庫 代現人名 (カナ)・ ¥ョウセイ タロク 厳度審号・ 244 ・1111 住所自動設定 (市広町村)・ 極現用県)・ (市広町村)・ 極現市山山山 (市広町村)・ ● (市広町村)・ ● (ア日番地)・ △の町1-1 (ビルネ) COビル4F 電話番号・ 024 ・ 999 ・ 1110 メニルアドレス* Youse! ವxxx@xxx.com ※1 代現人区分に 行をの他! を選択した場合、鉄柄の入力が必須となります。 *2 代見人区分に 行政権主! 容選択した場合、大務由・登録番号の入力が必須となります。 *2 代見人区分に 行政権主! 登録号の入力が必須となります。	行政書士登録番号(※2)	11111111	
作現人名 (カナ)・ (==>bef = > = > = > = > = > = > = > = > = > =	代理人名(漢字) *		
留信号・ 24 - 1111 住用自動設定 名広方: 「「注理人」の場合:GOの 表示されます。 任所 (都道府県)・ 神知川県 ・ (市広町村)・ 株市市△Δ座 (丁目市地)・ △□51-1 (ビル名) OOビル6F 昭都号・ 024 - 999 - 1100 FAX - ルフドレス・ yousei_xxx(@xxx(@xxx(@xxx(@xxx(@xxx(@xxx(@xxx	代理人名(カナ) *		
住所(都道府県)・ 林州県	郵便番号 *	244 - 1111 住所自動設定 百区分:代理人」の場合のみ	
(市区町村)・ 横浜市△△区 (丁目番地)・ △△町1-1 (ビル名) OOビル6F 電話番号・ 04 - 999 - 1100 FAX番号 024 - 999 - 1111 メールアドレス・ gyousei_xxxx@xxxx.com *1 代理人区分に「行改書士」を選択した場合、防務の入力が必須となります。 *2 代理人区分に「行改書士」を選択した場合、防務の入力が必須となります。 (1) 入力された内容を保存し、ユー ザー情報画面に遷移します。	住所 (都道府県) *	神奈川県	
(丁目都心・ ▲△町1-1 (ビル名) OOビルF 電話番号・ 04 - 999 - 1100 FAX番号 024 - 999 - 1111 メールアドレス・ gyouse_xxxx.cm *1 作理人区分に「行政書士」を選択した場合、結構の入力が必須となります. *2 作理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります. *2 作理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります. *2 作理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります. *2 作理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります. *2 作理人区分に「行政書」で表示	(市区町村) *	構浜市△△区	
(ビル名) ○○ビルF 電話番号・ ○24 · 999 · 1100 FAX番号 024 · 999 · 1111 メールアドレス* gyousei_xxxx@xxxx.com ※1 代理人区分に「行放書土」を選択した場合、結構の入力が必須となります。 ※2 代理人区分に「行放書土」を選択した場合、行放書土登録番号の入力が必須となります。 文ージトップ 文ージトップ (文ージトップ	(丁目番地) *	△△町1-1	
電話番号・	(ビル名)	OOĽIL6F	
FAX番号 024 - 999 - 1111 メールアドレス・ gyousei_xxxx@xxxx.com *11 代理人区分に「その他」を選択した場合、結構の入力が必須となります。 *2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。 変更 反3	電話番号★	024 - 999 - 1100	
メールアドレス* gyousel_xxxx.com ※11 代理人区分に「その他」を選択した場合、結構の入力が必須となります。 ① 入力された内容を保存し、ユー ザー情報画面に遷移します。 ※2 代理人区分に「行政書土」を選択した場合、行政書土登録番号の入力が必須となります。 変更 反3	FAX番号	024 - 999 - 1111	
※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、統柄の入力が必須となります。 ※2 代理人区分に「行政書土」を選択した場合、行政書土登録番号の入力が必須となります。 びー情報面面に遷移します。 びー情報面面に遷移します。 びー情報面面に遷移します。 びー「「市報面面に遷移します。 びー「「市報面面に遷移します。 びー「「市報面面に遷移します。 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	メールアドレス *	gyousei_xxxx@xxxx.com ① 入力された内容を保存し、フー	
*2 代理人区分に「行政書土」を選択した場合、行政書土登録番号の入力が必須となります。 変更 戻る 変更 戻る 「(118) ○○○(11) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111) (118) ○○○(111)	※1 代理人区分に「その他」	を選択した場合、続柄の入力が必須となります。	
	※2 代理人区分に「行政書」	ン」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。	R
変更 戻る 2000			
・・ジトップ ・・ジト・ップ ・・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー・ジー		(E4.8) OOCM4	
		変更 戻る 単紙番号・ 024 - 111 - 1000	
Name		変更 戻る 単語音音・ (0.4 · 111 · 110) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
		変更 戻る 戦略** 0×4 1111 -1100 ページトップ 第10 0000 第10 1000	
 ● Refact Area (A) ● Refact Area (変更 戻る 戦場** (xi + 111) - 110 ページトップ 100 100 100 100 100 第4時後(187) 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	
어평로 2년 4월 4일 30 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000		変更 戻る 戦略** 0×4 111 - 118 ページトップ 第18 1000 第18 1000 1000 第18<]
相互人的(27)・ ないウマイ 800 構成での 構成での 作用の での での での での での での での での での で		変更 戻る 電気 電	
1973年9日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		変更 戻る ページトップ 100 マージトップ 100 (1) 110 (1)<	■ 秋全入力
(1994月17日)・ 福祉市公式 (工学校)・ 福祉市公式 (ビル名) (OOEner			
(EV-8) OCCURE		変更 戻る ページトップ 2015 ページトップ 2015 パージトップ 2015 パージートップ 2015 パージートップ 2015 パージートップ 2015 パージートップ 2015 パージートップ 2015 パージートップ 2015 パージートシートシートシートシートシートシートシートシートシートシートシートシートシー	ике для К.
電話錄号 0.0.4 - 999 - 11.00		変更 戻る ページトップ 1110 1100 ページトップ 1110 1100 パージトップ 1110 1110 パージージトップ 1110 1110 パージージトップ 1110 1110 パージージージージージージージージージージージージージージー 1110 1110 パージージージージージージージー 1110 1110 1110 パージー 1110 1110 1110 11	ине Для 8
		変更 戻る ページトップ 100 パージトップ 100 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	

※1 代職人区分に「その他」を選択した場合、統領の入力が必須となります。
※2 代職人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士哲録書号の入力が必須となります。

<u>⊖</u> **XX R2** ~-21+7



9. システムから送信するメール

9-1. システムから送信するメールの種類



・本システムからの各種通知は、以下のメールアドレスより、ご登録いただいたアドレス宛に送信されます。 Mail:ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp

申請受付	差戻し
道路管理者により受付処理が行われたタイミ ング	道路管理者により申 タイミング
▶<>↓ 【自治体申請システム】申請受付通知	▶< 【自治体申請システ
(申請者名)様	(申請者名)様
貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について 道路管理者により受付処理が行われました。	貴殿から発送された特殊 道路管理者により差し戻
本メールは道路管理者の受付処理が行われた時点で送 信される自動配信メールです。 道路管理者による審査後に許可書等が発行されます。	差し戻しされた申請内容 自治体申請システムにご 「申請状況」からご確認く
申請内容を確認したい場合は 自治体申請システムにご自身のIDでログインし、 「申請状況」からご確認ください。	<申請内容概要> 申請日 :2020年4月1 申請者 : ◆ ◆株式会 申請番号 :000001094
○中間内谷佩安/ 申請日 :2020年4月1日 申請者 :◆◆株式会社 申請番号 :0000010948	ゴ建留号 19000001 道路管理者 :●●県△/ 【自治体申請システム】
問合せ	ユーザ登録完了
問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せし たタイミング	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング
問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せし たタイミング ふ【自治体申請システム】xxxxx(任意入力)	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ☑【自治体申請システ
問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せし たタイミング ☑【自治体申請システム】xxxxx(任意入力)	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○○【自治体申請システ (申請者名)様
 問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング ☑【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) <道路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請日 → 2020年4月1日 	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○○【自治体申請システ (申請者名)様 自治体申請システムへの 下記URLからシステムにの
 問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング 【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) <道路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請日 :2020年4月1日 申請者 :◆◆株式会社 	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○【自治体申請システ (申請者名)様 自治体申請システムへの 下記URLからシステムにロ <ユーザ登録情報>
 問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング ☑【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) <道路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請日 :2020年4月1日 申請者 :◆◆株式会社 申請番号 :000010948 到達番号 :19000001 	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング →【自治体申請システ (申請者名)様 自治体申請システムへの 下記URLからシステムにて <ユーザ登録情報> ユーザID:xxxxxxxxx 初期パスワード:*******
 問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング 【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) <道路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請予 : 2020年4月1日 申請者 : ◆◆株式会社 申請番号 : 000010948 到達番号 : 19000001 道路管理者 : ●●県△△建設事務所 【自治体申請システム】 	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○【自治体申請システ (申請者名)様 自治体申請システムへの 下記URLからシステムにロ くユーザ登録情報> ユーザID:xxxxxxxx 初期パスワード:******* 【自治体申請システム】 https://www.tokusya2.ktm
 問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング 【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) 《道路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請者 : ●◆株式会社 申請者 : ●◆株式会社 申請者 : ●●県△△建設事務所 【自治体申請システム】 れtps://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/ 	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○【自治体申請システ (申請者名)様 自治体申請システムへの 下記URLからシステムにロ <ユーザ登録情報> ユーザID:xxxxxxxxx 初期パスワード:******* 【自治体申請システム】 https://www.tokusya2.ktm
問合せ 審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せし たタイミング ✓【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) ✓【自治体申請システム】xxxxx(任意入力) <這路管理者からの問い合わせ内容> <申請内容概要> 申請日 : 2020年4月1日 申請者 : ◆◆株式会社 申請番号 : 0000010948 到達番号 : 19000001 道路管理者 : ●●県△△建設事務所 【自治体申請システム】 https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/ 本メールは、送信専用となっております。 本メールへの返信によるお問い	ユーザ登録完了 ユーザ新規登録画面 ミング ○【自治体申請システムへの 下記URLからシステムにに <ユーザ登録情報> ユーザID:xxxxxxxx 初期パスワード:******** 【自治体申請システム】 https://www.tokusya2.ktm 本メールは、送信専用とす 本メールへの返信による

清の差し戻しが行われた

・ム】申請差し戻し通知

は車両通行許可申請について しが行われました。

を確認したい場合は 自身のIDでログインし、 ださい。

旧 社 18 △建設事務所

面からユーザ登録したタイ

・ム】ユーザ登録完了

ユーザ登録が完了しました。 ログインし、ご利用ください。

.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

なっております。 お問い合わせは、お受けで

審査完了 道路管理者による審査が完了したタイミング

▶▼【自治体申請システム】審査完了通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について 道路管理者による審査が完了しました。

審査結果等については 自治体申請システムにご自身のIDでログインし、 「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 :2020年4月1日 申請者 :◆◆株式会社 申請番号 :0000010948 到達番号 :190000001 道路管理者:●●県△△建設事務所 審査結果 :許可 資料交付方法:窓口交付

パスワード再発行完了 パスワード再発行画面からパスワード再発行 を行ったタイミング

▶ 【自治体申請システム】パスワード再発行完了

(申請者名)様

パスワード再発行が完了しました。 下記パスワードでシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報> ユーザID: xxxxxxxxxx 再発行パスワード:*******

【自治体申請システム】 https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai shinsei/

本メールは、送信専用となっております。 本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで



10. 用語集



【あ行】

	用語	解說
あ	アウトリガー	クレーン付きトラックやラフテレーンクレーンなどの作業時に車体を安定させるため、横に張 り出した脚のようなもののことをいいます。
い	一般セミ	ー般のセミトレーラ連結車の略称です。海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレー ラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両を指します。
	一般的制限值	道路法(道路法第47 条第1項、車両制限令第3条)において定められている車両諸元の制 限値(最高限度)に基づく制限です。この制限値を超える車両が道路を通行する際には、特 殊車両の通行許可が必要となります。
え	A条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち「徐行等の特別の条件を付さない」も のをいいます。
	A活荷重 B活荷重	車両など交通物の活荷重のことをいいます。A活荷重とB活荷重の区分が存在し、高速道路 や国道のような道路の橋はB活荷重を適用し、それ以外の橋は大型自動車の交通状況に応 じてA活荷重かB活荷重を適用します。
お	重さ指定道路	総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が 指定した道路をいいます。 重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html
	オンライン申請	国土交通省から提供されているシステムを使った申請方法で、インターネットを利用して、特 殊車両通行許可申請の「申請」、「受付」、「許可」をおこなうものです。
	オープントップバン	バンのうち、屋根のないものをいいます。車両制限令上もバン型の車両として取り扱われま す。



【か行】

	用語	解說
か	海コン	「海上コンテナ用セミトレーラ連結車」の略称です。1974年に長さ20フィート高さ8フィート6 インチ悔上コンテナが正式に規格化されました。海上コンテナ(輸出入貨物を積載するコンテ ナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの)を運搬するセ ミトレーラ連結車をいいます。国際物流において重要な役割を担っているため、ほとんどが国 際標準化機構(ISO) コンテナ委員会が定めた規格にしたがったものです。
	舵取り装置	ステアリング機構の意味で用いられる用語です。車両の進行方向を変えるためのシステム のことをいいます。 ハンドル(ステアリングホイール)を回転するとその量に応じてタイヤは角 度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、 タイヤの向きを変えます。
	カプラ/カプラオフセット	トラクタ(けん引車)がセミトレーラを連結する連結装置を「カプラ」といいます。 なお、後輪軸上からどの位置にカプラがあるのかを示したものを「カプラオフセット」といいま す。
	簡易算定図	「特殊車両通行許可限度算定要領」の別紙[附]「許可限度要領の簡易算定方法」に基づき 概略の検討を行う場合に用いるグラフです。最遠軸距dと軸重配分比αを用いて読み取りま す。
き	軌跡図	許可車両の長さの算定の際、交差点などの折進時の通行可否を判断する図をいいます。車 両の幅又は長さが特殊車両通行許可限度算定要領により、算定できる範囲を超える場合 (超寸法車両)等に作成し、申請の際添付します。
	基本図	橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた及び床版)のそれぞれについて車両の 分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、TL-20設計活荷重と等価となる車両の総重量又 は軸重を通行条件の区分ごとに図示したものをいいます。算定要領で示され、部材の許可 限度重量を求めるための基本となります。



【か行】

	用語	解說
き	基本補正係数	「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づき許可車両の重量を算定する場合に用いる補正 係数(K)を求めるための基本となる係数K1~K5をいいます。 K1:設計示方書及び橋格の相違による設計活荷重に関する補正および支間等 K2:設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数 K3:路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数 K4:部材の腐食、損傷等の程度及び断面の過不足等による補正を行うための係数 K5:交通状況及び将来の供用期待年数等による補正を行うための係数
	協議	道路法第47条の2第2項に基づき、道路管理者を異にする二以上の道路に係る申請に対し てーの道路管理者が許可しようとするときは、他の道路管理者と協議することとなります。
	許可書	申請のとおり許可されたことを証明する公文書のことをいいます。
	許可条件	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、特殊車両の通行許可に際して道路 管理者が付す通行条件を指します。
	狭小幅員	道路情報便覧に収録されている道路幅に関する対象箇所です。スパン内(交差点から次の 交差点間)内での最小幅員を対象としています。
	曲線部障害	道路情報便覧に収録されているカーブの対象箇所で、車道幅員と曲線半径との関係におい て、スパン内(交差点から次の交差点間)内で最も厳しい箇所を対象としています。
	キングピン	セミトレーラがけん引車と連結される部分の連結装置のことです。道路運送車両の保安基準 第2条において、セミトレーラにあっては、キングピンの中心から当該セミトレーラの後端まで の水平距離を車両の長さとする旨が定められています。
	К値	基本補正係数のことをいいます。



【か行】

	用語	解説
J	合成車両	包括申請の場合、トラクタ・トレーラごとの車両諸元を、通行条件が最も厳しくなるよう合成し たものをいいます。
	構造令	道路構造令の略称です。道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基 準を定めた政令です。
	個別的制限	道路法第47条第4項に基づき、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量の制限 (車両制限令第5条~第11条参照)を行う場合をいいます。
	コンテナ用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされ る車種の一つです。コンテナを運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのため に使用されている車両で、現にコンテナを運搬しているものをいいます。



	用語	解說
さ	最遠軸距	車両制限令においては、連結車の場合、連結した状態における最前軸と最後軸の軸間距離 をいいます。
	最小回転半径	車両の回転性能の指標の1つで、車両を最も急激に旋回させた際のわだちの半径をいいま す。
	最小隣接軸距	隣り合う軸間距離のうち、最小値のもののことをいいます。
	算定要領	特殊車両通行許可限度算定要領の略称です。申請された経路における道路の構造物に対 して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準です。
し	軸距	車軸の軸間距離(車軸中心の水平距離)の略称です。
	軸種	車両における車軸位置と軸数の組み合わせの種類のことをいいます。
	軸種数	申請車両の軸種の数のことをいいます。
	軸重	1本の車軸にかかる重さのことをいいます。車両制限令上、最高限度は10tとされています。
	軸重配分比(α)	申請された車両総重量を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重で除した数値をいいます。
	自治体申請システム	国土交通省から提供されているシステムを使った申請受付方法で、インターネットを利用して、 地方自治体に対して特殊車両通行許可申請の「受付」をおこなうものです。
	指定道路	道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進 するために指定された大型車誘導区間の道路。高速道路・直轄国道・地方管理道路などが 大型車誘導区間となります。



	用語	解說
L	自動車の運搬用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総直量の最高限度の特例の対象とされ る車種の一つです。自動車を運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのため に使用されている車両で、現に自動車を運搬しているものをいいます。
	車軸	車輪と車輪の間にかかる軸のことをいいます。
	車両制限令	道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限す る政令です。
	車両分類	特殊車両通行許可限度算定要領「車両寸法による分類」参照。車両の幅と長さによって分 類されます。
	車限令	車両制限令の略称です。
	車両占有幅	車両が通行するのに必要な車道幅員のことで、申請車両の幅、長さの算定に際して用いら れます。
	重セミトレーラ	重量物運搬用で道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準の緩和を受けている セミトレーラをいいます。発電機や建設機械などの重量のある積載物等を運搬するセミト レーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。(海コン、ポールトレー ラなどを除く。)
	準用	審査する際に過去の実績を用いて、同じ審査結果を適用することをいいます。
	上空障害	道路情報便覧に収録されている高さに関しての対象箇所。トンネル(ボックスカルバート等を 含む)、下路式橋梁(トラス橋等)、道路橋、鉄道橋、及び横断歩道橋等の構造物の建築限 界が道路横断方向に車道端から車道端までの範囲内で空間高が4.5m未満の箇所を全て 対象としています。



	用語	解説
L	条件書	特殊車両通行許可に際して付す書類の一つで、許可に際しての通行条件を記したものをい います。
	C条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、連行禁止及び 当該車両の前後に誘導車を配置する」、寸法に関して「徐行及び当該車両の前後に誘導車 を配置する」というものをいいます。
	徐行	橋梁・交差点・屈曲部・狭小部・上空障害箇所等、車両が直ちに停止することができる速度で 進行することをいいます。
	新規開発車両	新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、 届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を 受けた車両をいいます。
	新規格車	平成5年11月25日の車両制限令の改正による総重量の最高限度に適合する車両を指しま す。高速自動車国道及び重さ指定道路を特殊車両通行許可を得ることなく通行できます。 (その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要)
	G值	各軸の車輪と車輪の中心間距離(最外輪中心間距離)をいいます。
	重要物流道路	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が路線を指定し、 機能強化や重点支援を実施する道路輸送網を指します。
す	ステアリング機構	車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。 ハンドル(ステアリングホイー ル)を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いている タイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	スパン	特殊車両交差点間の道路をスパンと呼んでいます。



	用語	解説
せ し	制限標識	「道路法」に基づく橋梁等における重量制限並びにトンネル等における高さ制限、または個 別的制限がなされる道路において、掲げられた道路標識の事です。 橋梁、トンネル等による制限の場合は、標識の明示が義務付けられています。
	背高	ー般的には9フィート6インチの海上コンテナのことをいいますが、高さがある積載物、または 積載状態のことを背高と呼ぶこともあります。
	背高海コン	海上コンテナ用セミトレーラ連結車であってもコンテナの高さが、通常の海コン(8フィート6イ ンチ)より1フィート高い9フィート6インチであるコンテナを「背高海上コンテナ」といい、高さが 4. 1mまで許可されます。(通行経路は「高さ指定道路」に限定)
	Z係数	超重量車両の許可限度重量の算定の際に、算定要領のD条件による許可限度重量に掛け る係数のことをいいます。
	セミトレーラ	積載物の直屈の相当部分を、連結装置を介してけん引車にもたせかける構造のトレーラ(被 けん引車)。(→フルトレーラ、連結装置)
そ	措置命令	道路管理者が「車両制限令の一般制限値を超える車両を通行させた者」、「特殊車両通行許 可に付した通行条件に違反して車両を通行させた者」、「車両の幅等、個別的に制限されて いる道路に車両を通行させて者」に対して、通行の中止、総重量の軽減、徐行、その他通行 の方法について道路管理者が必要な措置を講じることを命令する行政処分のことです。


【た行】

用語		解說	
t	第5輪荷重	道路運送車両法施行規則第35条の3において、「セミトレーラを牽引することを目的とする 牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重」をいいます。	
	高さ指定道路	高さの一般的制限値を4.1mとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。 重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html	
	ダブルス	連結車のうち、トラクタ(けん引車) + セミトレーラ + フルトレーラという組み合わせで運行さ れるものをいいます。被けん引車を2台連結していることからこう呼ばれます。	
	タンク型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされ る車種の一つ。液体等運搬用のタンクを荷台に固定した液体用タンク車の他、粉粒体運搬 車、コンクリートミキサー車等を含みます。	
	単車	連結されておらず、自走できる車両のことをいいます。(例:トラック、建設機械等)	
ち	超重量	「超重量車両」の略称。算定要領による許可限度重量を超える車両のことをいいます。	
	超寸法	「超寸法車両」の略称。算定要領による許可限度寸法を超える車両のことをいいます。	
2	通行計画書	超寸法・超重量車両に係る申請に際して通行時間・誘導方法・待避場所の位置等を記載し て提出する書類ことをいいます。	
	通行条件	道路法第47条の2に基づき、特殊車両の通行を許可する場合、道路の構造を保全し、又は 交通の危険を防止するために必要な条件を付すこととなっており、その条件は所定の様式に 従った条件書を添付して行うこととなっています。重量に関する条件A~D、寸法に関するA ~C、通行時間帯、超重量、超寸法車両に関しては橋梁等での走行位置の指定等の条件が あります。	



【た行】

	用語	解説		
τ	D条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、通行禁止および 該当車両の前後に誘導車両を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で該当車両が 通行することを条件とします。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する」もの をいいます。		
٢	道路運送車両の保安基準	昭和26年迎輸省令第67号を指します。道路運送車両法に基づき、運行の用に供し得る道 路運送車両の保安上又は公害防止上の技術基準を定めたものをいいます。		
	tksデータ	申請支援システムを利用して作成した申請書の電子データ(拡張子が「.tks」)をいう。オンラ イン申請で窓口に送信・提出するデータ形式です。		
	道路構造令	道路を新設又は改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。		
	道路情報便覧	特殊車両通行許可に係る窓口の事務処理を迅速に行うため、道路の構造要因、交通条件 等についてあらかじめ現地調査し、それによって得たデータを全国的に収集、収録したもの です。対象箇所は、狭小幅員、上空障害、交差点、曲線部障害及び橋梁です。		
	特車	「特殊な車両」の略称です。車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、車両 諸元が一般的制限値を超えることがやむを得ないと認める車両で、特殊車両の通行許可の 対象となる車両をいいます。		
	特車ゴールド制度(ETC2.0 装着車への特殊車両通行 許可簡素化制度)	業務支援用ETC2. O車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利 用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化および大型車誘導区間における経路選 択が可能となる制度をいいます。		
	特例車種	特例5車種車及び特例8種車の連結車をいいます。 ※高さ指定道路に限り、高さは4.1mまで許可されます。		



【た行】

	用語	解説
٤	特殊車両通行許可制度	一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両諸元、積載物の内容、通行経路、 通行の日時等を道路管理者に申請し、許可証の交付を受けて許可された経路を走行できる こと定めた制度です。
	特殊車両通行許可不要 制度	道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を 通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車 (40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする制度です。 特殊車両通行許可不要制度は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou_pr.html
	トリプル軸	3m以内に3つの車軸が集中して隣接している場合をいいます。
	特例5車種	連結車のうちバン型、コンテナ用、タンク型、幌枠型及び自動特例5車種車の運搬用のこと をいいます。(国際悔上コンテナ用は含まれない。) 特例として、総重量の制限値が高速自動車国道では36t以下、その他の道路では27t以下 で軸距に応じて定められた値とされています。(車両制限令第3条第2項)
	特例8車種	特例5車種+追加3車種(あおり型、スタンション型、船底型Ⅰ、Ⅱがある。)のことをいいま す。追加3車種には、車両制限令第3条第2項の特例は適用されません。



【な行】

	用語	解説
12	認証トラクタ	橋梁照査要領に適合するように製造された海上コンテナ用トレーラをけん引する海上コンテ ナのフル積載への対応を設計段階で考慮して製造された2軸トラクタで、その駆動軸重が1 1.5t以下であって、道路運送車両の保安基準第55条の規定により軸重の基準の緩和の 適用を受けた車両をいいます。
	認定	車両制限令第12条に基づき、一般的制限値を超えず、車両制限令第5条~7条の個別的制 限に適合しない車両で、申請により、個別的制限に適合しないことが車両の構造又は車両に 積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認定することを指します。



【は行】

	用語	解説
は	はみ出し長さ	被けん引車(トレーラ)に積載する自動車が車体の後方にはみ出す部分の長さを指します。
	バン型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされ る車種の一つです。箱型荷物室を備えているトラックのことをいいます。ただし、屋根のない もの(オープントップ型)も含みます。〈JIS(日本工業規格)による〉
ひ	B条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行および連行禁止 を条件とする」、寸法に関して「徐行を条件とする」ものをいいます。
	ピントルフック	フルトレーラを連結するトラクタの連結装置。
	binデータ	申請支援システムで作成した申請データ(作成途中状態)で、拡張子「.bin」をいいます。
ふ	不許可	特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通 行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で 通知されます。
	付図	特車システムの「道路情報便覧」にある地図です。 この地図上の交差点を繋げていき経路を作成します。
	普通申請	普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。
	不連続	特車申請の経路作成において交差点番号が連続しておらず、経路が繋がっていない状態の こと。道路情報が更新され、新たな特車交差点が追加された場合等に不連続となる場合が あります。
	フルトレーラ	総荷重をトレーラだけで支えるように設計され、先端にけん引具を備えたトレーラのことをい います。(ドーリと組み合わされたセミトレーラを含む)〈JIS(日本工業規格)による〉



【は行】

	用語	解說
^	併進禁止	車両の前後に「誘導車」を設置して橋梁を車両が通行する際は「誘導車」が車両以外の一般 車両も規制(対向車線も)して、橋梁の上にはその特殊車両のみが通行することをいいます。
	β值	車体の幅が2.5メートルを超える車両の橋梁等の主げたの許可限度重量を求める際に、通 行条件Dの場合のみ乗じる係数をいいます。 最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離に応じて、1.00~1.20。
ほ	包括申請	車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同じである複数の車両について一つの許可申 請書によって行う申請をいいます。
	補正係数(K)	基本補正係数K1~K5を全て乗じた数値。(K=K1×K2×K3×K4×K5)
	ポールトレーラ	柱等長尺の積荷自体がトラクタとトレーラの連結部分を構成する構造のトレーラのことをいいます。軸距は積荷の長さに応じて調整できます。〈JIS(8本工業規格)による〉 保安基準第1条においては、「柱, パイプ, 橋げたその他長大な物品を運搬することを目的と し、これらの物品により他の自動車にけん引される構造を有する被けん引自動車をいう。」と されています。
	幌枠型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最邸限度の特例の対象とされ る車種の一つです。荷台が幌骨で支持された幌に覆われた車両をいいます。(幌ウィングボ デーを含む)



【ま・や・ら行】

	用語	解說
み	未収録道路	道路情報便覧に路線はあるが、特殊車両の通行に関する情報が収録されていない道路 をいいます。
	未採択道路	道路情報便覧に路線が収録されていない道路をいいます。
	みなし	申請経路毎に審査結果をひとつ以上設定した状態において、申請経路毎に設定された審査 結果の中における最も厳しい条件(重量・寸法)で、同一経路内の審査結果を「みなす」こと をいいます。
ø	誘導車	カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋 梁等の構造物の保全等のために配置するもので、普通乗用車等を用います。
IJ	リアオーバーハング(RO)	車両制限令におけるリアオーバーハングは、トレーラの後輪の旋回中心軸から車両後端ま での長さをいいます。
	輪数	輪数とは、1つの軸に係るタイヤの数をいいます。ただし、ダブルタイヤは、1輪と数えます。
	輪荷重	自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいいます。 車両制限令上、最高限度は5tとされています。
	隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸重の合計です。(車両制限令第3条)保安基準の「隣り合う車軸に係る 荷重の和」に当たります。車両制限令、保安基準上の最高限度は、軸距が1.8m未満の場 合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重 がいずれも9.5t以下である場合にあっては、19t)、1.8m以上である場合にあっては20t です。
れ	連結車	けん引車(トラクタ)と被けん引車(トレーラ)とが連結された状態の車両をいいます。(例:セミ トレーラ、フルトレーラ)
	連行禁止	2台以上の特殊車両が縦列をなして、同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁 止する措置をいいます。



11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ



■ お問い合わせ先

・本システムの各種お問い合わせに関する窓口が2021年4月1日より、下記に変更になります。

●システムや操作の方法、マニュアルに関するお問い合わせ

株式会社日立製作所 特車連絡窓口



※問い合わせ窓口はメールのみとなります。 ※メールアドレスを変更する場合は事前に周知いたします。

●制度に関するお問い合わせ

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室



11 03-5253-8483

※お問い合せ受付時間は、平日10:00-17:00となります。 上記時間帯以外のお問い合わせは、お受けできませんのでご了承ください。

※問い合わせ窓口は電話のみとなります。

12. 改訂履歴



版数	改訂内容	版数	改訂内容
1.0.0	初版	1.0.9	
1.0.1	ー部画面レイアウトを最新に更新		4-3. 新規ユーザーの登録の申請代理人の補足を追加 5-1. 申請するに道路管理者によって必要となる書類につい
1.0.2	1−3. 自治体申請システム利用上のお願い を訂正		
1.0.3	2-2. 自治体申請システムへのアクセス を追加 11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ を追加		11-1. 日治体中請システムに関するお問い合せの同い合わせ せ窓口を変更
1.0.4	誤記修正	1.0.10	1.0.10 4-1. 自治体申請システム ログイン にて入力するユーザID、 パスワード文字判定についての注記を追加
1.0.5	2−1. 利用環境 を訂正		
1.0.6	 1-3. 自治体申請システム利用上のお願いを、 「自治体申請システム利用上の留意事項」に修正 1-3. 自治体申請システム利用上のお願いに説明を追加 5-1. 申請するに添付資料の容量制限について説明を追加 5-1. 申請するに申請先の手動設定について補足を追加 6-5. 差し戻しから再申請をするに説明を追加 	1.0.11	4-3. 新規ユーザーの登録 にて代理人登録の際のメール通 知の注記を追加 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合 わせ窓口を変更
1.0.7	 6-2. 申請内容の確認 に、申請状況の種類と、 操作メニューについてのページを追加 6-3. 申請の取り消しを追加 6-4. 申請内容の変更 を、変更内容により操作方法が 変わることを追記、差し戻しの際の操作と統合 		
1.0.8	 6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をするの申請先の道路管理者を変更する場合の操作方法を修正 6-2. 申請内容の確認の一部画像を最新のものに変更 		
1.0.9	1−3. 自治体申請シス テム利用上の留意事項 の申請対象 について文言を修正 2−5. 主機能の画面遷移 を追加 3−1. 提出書類の電子データ化 の提出書類を整理・更新		
	(続く)		